

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（第1回） 議事概要

1. 開会

中井徳太郎総合環境政策統括官より、冒頭、開会の挨拶があった。

2. ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース設置の背景等について（事務局）

事務局より、参考資料3に基づき、本タスクフォースの趣旨並びに3月10日に開催されたESG金融ハイレベル・パネルにおいて本タスクフォースの設置及び座長について承認いただいている旨の説明があった。

3. 議事（1）インパクトファイナンスに関する海外動向、国際イニシアティブ等の取組について

事務局より、資料1-1～1-3及び参考資料1に基づき、インパクトファイナンスに関する海外動向、国際イニシアティブ等の取組についての説明があった。

4. 議事（2）インパクトファイナンスの取組事例の紹介

委員及びオブザーバーによるインパクトファイナンスの取組事例の紹介があった。

- 金井委員より、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社によるポジティブ・インパクト・ファイナンスの取組の紹介があった。
 - ・ポジティブ・インパクト・ファイナンスを通じ、融資先企業に対してサプライチェーンを含めたポジティブとネガティブ両面のインパクト特定、それぞれのインパクトの最大化と最小化に関するKPIの設定、それらのコミットメントを行うことをエンゲージメントしている。
 - ・最近の取組事例としては、子会社である三井住友信託銀行株式会社が、住友林業株式会社に対し、資金用途を特定しない融資として、ポジティブインパクトファイナンスを実行した。
- 竹内委員より、第一生命保険株式会社のインパクト投資の取組の紹介があった。
 - ・保険の引受と資産の運用を通じお客さまのQOL（生活の質）向上に貢献するというグループミッションのもと、お客さま・社会に寄り添うESG投資は第一生命の使命と捉え、ESG投資の基本方針に基づきESG投資を実施。
 - ・ESGテーマ型投資の一部としてインパクト投資を位置づけ、これまで15件、66億円のインパクト投資を実施。案件選定の視点として、経営者が社会課題解決に向け

て明確なビジョンを有しているか、社会的インパクトの実現可能性があるか、を見ている。測定可能なインパクト評価の KPI を経営者と合意し、定期的なモニタリングを実施することを重視している。投資案件は全てプレスリリースを実施し对外公表しており、企業側からの相談の持込みが増えるなどの好循環も生まれている。

- 木保委員より、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社のインパクト投資戦略の紹介があった。
 - ・1998 年より責任投資にコミットしてきており、インパクト投資を、測定可能で、持続可能なポジティブなインパクトをもたらす企業への投融資を通じて市場並みの経済的リターンを追及するものと定義づけている。
 - ・「クリーンテック戦略」を策定し、SDGs と合致する主要テーマとして掲げる、在来型エネルギーからスマートエネルギーへの転換、EV など持続可能な輸送、廃棄物・公害の軽減、農業・水など責任ある栄養摂取の分野において高成長が見込まれる上場株式に投資を行っている。環境インパクト・レポートは最も重要である。

- 安井オブザーバー及び寺見オブザーバーより、国際金融公社（IFC）の取組の紹介があった。
 - ・IFC が発行するテーマ債としては、グリーンボンドとソーシャルボンドの 2 つのプログラムがあり、それぞれ年 1 回インパクト・レポートを公表している。グリーンボンドについては、適格プロジェクトのインパクト指標として、(1)年間エネルギー節減量、(2)年間温室効果ガス（GHG）排出削減量・排出回避量、(3)再生可能エネルギー年間発電量、(4)再生可能エネルギープラント（建設又は修復）設備容量を挙げている。グリーンボンド適格プロジェクトの事例として、民間資本の呼び込みによりヨルダンのエネルギー・ミックスに貢献する風力発電所のケースがある。
 - ・IFC 及び民間金融機関との協調による個別プロジェクトの投融資の他、新興国市場における気候変動対策向けファイナンスの規模拡大を目指し、途上国の金融機関やリアルセクター企業によるグリーンボンドの起債を支援するファンドを立ち上げている。
 - ・IFC による SDGs に対する貢献として、開発効果測定フレームワーク（AIMM）を導入し、プロジェクトによるステークホルダーへの直接的なインパクト、経済への間接的な影響、環境・社会へのインパクトを測定し、報告している。さらに「インパクト投資の運用原則」を策定した。

- 梶原委員より、UNEP FI ポジティブインパクト作業部会によるインパクト分析ツールの紹介があった。
 - ・株式会社日本格付研究所は UNEP FI ポジティブインパクト作業部会のメンバーとし

て、一般事業会社のインパクト分析ツールの開発プロセスに参画。

- ツールは、UNEP FI 原則の三段階、インパクトの①特定、②分析、③管理の三段階となっている。①特定段階には、UNEP FI のインパクトレーダーが内蔵され、業種・ビジネスセクターと操業する国によりポジティブ・ネガティブインパクトの発現エリアが確認でき、さらに②分析の段階で、特定されたインパクト発現エリアにおける個別企業のインパクトの発現状況を確認する。最終段階として、これらインパクトを分析対象の企業ではどのように管理運営しているのかについて分析する項目が設けられている。本ツールにより、企業を取り巻くインパクトバリューチェーン全体を見渡したインパクト管理が可能である。

5. 議事（2）基本的考え方の骨子案の論点整理

（1）事務局より、資料2「ポジティブインパクトファイナンスの基本的考え方 骨子案の論点整理」に沿って説明があった。

（2）当日及び後日、各委員及びオブザーバーより以下のような意見があった。

●総論1：「インパクト」、「ポジティブインパクトファイナンス」の定義について

- ▶ UNEP FI で3つの側面という場合には、ESG（あるいは、「環境」・「社会」）とは若干異なる、「経済」という要素が入っており、その点をどう捉えるかということを整理した方がよい。UNEP で「経済」といったとき、SDGs のファイナンスギャップに着目しているため、経済的収斂や包摂的経済を指し、「社会」に重なる面があるが、「経済」に当たるという地域活性化や女性活躍促進は社会という側面から整理して「環境」・「社会」とするのか、経済の活性化という観点から経済なしの環境、社会はあり得ないとするのか、検討した方がよい。
- ▶ ポジティブインパクトファイナンスという言葉の定義付けを行うことで、この「基本的考え方」案が多くの人から注目を集める一助になる。
- ▶ どこまでがポジティブインパクトファイナンスと言えるのかは検討を要する。インパクト分析ツールは、「PI(ポジティブなインパクトをもたらす、ネガティブインパクトも十分に回避、緩和、軽減されている企業)」、「PI Transition (ポジティブインパクトを有している。ネガティブインパクトは現時点では全て軽減等されているわけではないが、改善見込みの高いプロセスの途上にある企業)」、「Not PI (現時点ではネガティブなインパクトの軽減等改善見込みがない企業)」という分類に加え、「Exclusion (投資除外企業)」という分類がある。インパクト投資対象から「Not PI」と「Exclusion」を外すという考え方もあるだろうし、「Exclusion」のみが投資対象除外であって、Not PIは、インパクト投資を通じてビジネスモデルの適応と変革を促すという考え方もとれる。
- ▶ 我が国におけるPIFの定義を改めて定める必要がある。PIFの定義にあたっては、①投資家によって求めるリターンの考え方は異なるため、リターン水準を要件としない選択肢を含めて、何らかのリターンの考え方についての言及、②投資を行う時点で（事前に）、環境・社会課題解決を意図表明している投資であること、③インパクトの評価と公表を、最低限の基準とするべきである。
- ▶ 経済的リターンの確保に関しては「（中長期的に）市場水準又はそれ以上の十分なリターン」とすると、経済リターンにプライオリティーがある印象が強くなるので、単に市場水準とするのはどうか。また、個別案件で縛るのではなく、ポートフォリオ全体でのバランスをとることで、柔軟性を出すことを検討してはどうか。

● 総論 2 : 企業、金融セクター（投資家/金融機関）にとってのポジティブインパクトファイナンスに取り組む意義について

- ▶ 昨今の動向を見ていると、企業の目的として、誰のための利益であるか、誰の満足のために存在しているのか、といった点が少し変化してきている。ポジティブインパクトファイナンスに取り組むことは、資金調達に資するという意義だけではなく、企業の目的に即した活動により近づけるという意義もあるのではないかと考える。
- ▶ 金融セクターにとって取り組む意義としては、ポートフォリオの適正化という視点と同時に、ポートフォリオの分散化という点もあるのではないかと考える。「資本を再配分」というよりは、金融市場全体として、まさに投資の適正化といえるのではないかと考える。
- ▶ 企業にとっての意義としては、情報開示、市場との対話、長期志向投資家等の取り込みを通じた長期志向経営の実行力強化による企業価値向上が考えられる。
- ▶ 金融セクターにとっての中長期的なリターンの拡大の可能性という点は、大事なポイントなので、もう少し具体的に書くべきではないかと考える。ポジティブインパクトを生み出す企業は、企業価値も成長するだろうし、また、そうした視点で投資家が企業を見ることで、今まで気付かなかったような魅力的な投資機会に気付くことができる、すなわち、企業の価値をより見極めることにつながると考える。
- ▶ ポジティブインパクトファイナンスは、株価への反映など、リターンとの関係を示すのは難しいと思われる。こうした中で株主や投資家がポジティブインパクトファイナンスへの取組をどれだけ重視するかを示さないと、金融機関は動きづらいつと思われる。
- ▶ 企業にとっても金融セクターにとっても、インパクトというものが、これまできちんと説明できなかったということで、理解を得られなかったということもあると思う。その意味で、社内外のステークホルダーに説明責任を果たす一助になるといったような意義も挙げられるのではないかと考える。
- ▶ 金融機関は企業にとってみるとパートナーである。企業は、自分たちのサプライチェーンまで含めたインパクトに気が付いていないことが非常に多く、それを金融機関がエンゲージメントにより指摘することで理解することができることがある。エンゲージメントの意味合いは、強調して足りることはないと思う。
- ▶ 企業・金融機関が取り組む意義としては、国際競争力の維持・向上という観点があるのではないかと考える。企業にとっては、重要な社会課題解決に向けたビジネスは、長期的・持続的な収益機会を実現するための不可欠な取組である。また金融セクターにとっては社会課題解決に向けた投資商品で、かつ、リターンも出すような投資商品を作ってほしいというミレニアル世代の個人投資家を含め、個人投資家・機関投資

家双方からの強い期待の高まりに応えることが競争力として求められていること、また、地域金融機関にとっては事業性評価融資の取組など、活動基盤とする地域社会の課題解決を自らの収益機会にも結び付けながら金融機関としての持続性を高める必要性が出てきているのではないかと。

- ▶ 金融セクターにとっての意義に係る議論の中で、ポジティブインパクトに挑む企業のリスクテイクを支援すべきとの意見が出たが、(中長期的なリスクを適切に反映した)市場水準のリターンを前提とするポジティブインパクトファイナンスにおいては、中長期的な経営戦略の実行力強化によって中長期に係る開示情報の説得力を高めることを企業に促せば、リスクテイクではなく、中長期的ビジョンに立ったリスク評価の適正化といえるのではないかと。

● 総論 3 : 「ポジティブインパクトファイナンスの基本的考え方」及び「インパクト評価のガイド」を任意のガイドとする件について

- ▶ 「任意のガイド」とする方向性は賛成する。できるところから取り組んでいくといったところが重要と考えるが、「部分的に取り組む」といったときの「部分」とはどこを指しているのかという点については明確にしておく必要がある。インパクトウォッシュのような議論が巻き起こらないように注意はしなくてはならない。
- ▶ 世界におけるインパクト投資の多様なあり方を容認できるプリンシプルベースの緩やかなガイドラインとすることが必要である。柔軟性に欠けるガイドラインは今後のインパクト金融市場の発展にとって逆に阻害要因となる可能性があることに留意が必要。

● 論点 1 : インパクト同士の比較衡量について

- ▶ このタスクフォースが出すアウトプットに世間の関心を集めるためにも、「インパクトの効果を示す」という点は非常に大事である。実用性があるものが少ないので、インパクトを合算できるガイドラインにして取組の方向性を示せると良い。
- ▶ UNEP FI の「Not PI」というカテゴリーもあるが、どこまでをポジティブインパクトファイナンスと認めていくのか、評価した上でネガティブインパクトが大きいものについてはポジティブインパクトファイナンスとは言わないのか、ポジティブインパクトファイナンスの定義・意義の整理と関わる点であるが、議論が必要であろう。
- ▶ 環境・社会面で重大なネガティブインパクトがないことの確認や、重要なネガティブインパクトがある場合の評価は必要と考える。

● **論点2：ポジティブインパクトファイナンスに取り組む主体、評価対象の単位、投融资手法、インパクト領域による差異について**

- 銀行と投資では視点がだいぶ異なる。
- 論点の趣旨が分かりづらいので再整理する必要があると考える。

● **論点3：インパクト特定の包括性（捨象可能性）について**

- 日本のポジティブインパクトファイナンスであるから「日本の」「特に重要な課題」を特定し、そこにフォーカスしたガイドラインにすることが適切であると思われる。今回のパネルやタスクフォースが環境省主導のもとで設立されたものであることに鑑みれば、今回つくるガイドラインの主たる対象分野は、特に環境課題の分野を中心にフォーカスするのが適切と思われる。
- 「日本の文脈」とあるが、特に大企業の場合サプライチェーンが重要なので日本にとどめることは、あまり意味がない。本タスクフォースがポジティブインパクトファイナンスのスキームを議論するという目的であることを考えると、環境、経済、社会の包括性の中で、一括で捉える必要があるのではないか。
- UNEP FIのインパクトレーダーについて補足であるが、事業活動のセクター・地域を基にどのインパクト・カテゴリーが重要になるか目星をつけるのがインパクト特定であり、絞る前から省略するのは包括的インパクト分析の趣旨から外れる。ただし「それぞれ丁寧に」見るわけではなく、インパクトを丁寧に見ていくのは、絞り込まれた重要なインパクトに係る個別企業の評価段階の話である。
- UNEP FIのインパクト分析ツールでは日本のインパクトニーズを分析しきれていないため、日本のステークホルダーから適切なインパクトニーズを提案するのは一案。日本独自の「日本インパクトニーズマップ」を作成する、もしくは、ニーズマップ作成にあたり必要なデータやレファレンスのガイダンス（日本政府の「SDGsアクションプラン2020」、「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」、「持続可能な開発目標（SDGs）インデックス&ダッシュボード」など）を盛り込むことを最初にしたほうがよいのではないか。また、インパクトニーズは他国との相対評価を公的な統計から持ってきて説明をしているため、インパクトニーズの修正を求める際は、相応の定量的根拠の提出があるべきだろう。
- 「日本らしさを反映させたインパクトの考え方」という点では、日本は、9割が中小企業であるので、中小企業に対してどのように浸透できるかという点を考えるべきである。

● **論点4：資金用途特定型のファイナンスと企業全体やポートフォリオ全体のインパクトを見る場合によるインパクトの特定方法の差異について**

- ビジネスを通じて本当にその企業がポジティブなインパクトを及ぼしているのか

を評価するためには、「企業や金融セクターの中核的な事業・活動によるインパクトを特定する」と同時に、例えばインパクトに関する製品の売上げが何%あるのかといったところまで見る必要があるなど丁寧に記載した方が良いのではないか。

- ▶ 企業全体やポートフォリオレベルのインパクトの特定については、一定の要件・基準が求められることになるが、市場での今後の発展を見守る必要があり、細かく規範的に規定するべきではない。
- ▶ 「基本的考え方」においては「ネガティブインパクトの低減・緩和」と「ポジティブインパクトの増進」を区別し、後者についてはあまり「業種」にこだわりすぎないような書き方にしたほうが良い。ポジティブインパクトの創出は、イノベーションと密接に関係しており、業種分類をベースにポジティブインパクトの領域を規定することは、業種分類の枠を超えた新たなイノベーションに水を差すことにもなりかねない。一方の「ネガティブインパクト」は、業種ごとに明確な傾向があると思うので、それをしっかりと認識して、低減・緩和に取り組むことが重要だと思う。

● 論点5：金融セクターとしてのインパクト戦略の策定について

- ▶ 金融セクターとしての戦略は、簡単なものを作っても良いと考える。（インパクト投資がひとつのアセットクラスに発展することを中長期的な目標として推進する、など。）現時点では必須とはしないものの、中長期的には重要であることを記載したほうが良いのではないか。
- ▶ 「ネガティブインパクトの低減・緩和」は金融セクターにいる各社が全社的に取り組むことが必要だと思うが、「ポジティブインパクトの増進」を全社的に取り組むべきかは業容や組織の考え方によって異なる。資産運用会社について言えば、顧客（アセットオーナーや個人投資家）のニーズに応えることが重要なので、当面はインパクトを志向する顧客に対してはその選択肢がしっかりと提供されることが重要だと考える。
- ▶ 今までのポジティブインパクトファイナンスというのは、大企業や非常に先進的な中小企業へのファイナンスにとどまってきたが、地方銀行が中小企業への融資にポジティブインパクトファイナンスを取り入れることをこのタスクフォースの目的とするならば、世界的にも先進的な取組となるが、その場合は新しい試みを提案する必要がある。地方銀行の顧客である中小企業の多くは大企業の下請けであるため、中小企業がポジティブインパクトを独自で追及するのは限界があると思われる。よって、「重点的セクター」のインパクトマップを作成し、「業界別 PI 戦略」をメガ銀行と地方銀行で共有することはできないか。「業界別 PI 戦略策定ガイド」をガイドラインに盛り込んでどうか。

● 論点6：インパクトの事前評価における KPI 設定及び数値目標の範囲と時間軸について

- ▶ アウトプットとアウトカムという表現を使い分けているが、これは大事な論点だと思う。確か、2～3年前に内閣府が出した社会的インパクトに関するレポートにも同じように、社会的インパクトというのは、製品・サービスを生み出すようなアウトプットではなくて、社会の構造変化を伴うような波及的なアウトカムであると定義付けがされていた。インパクトの定義付けとも関係するところなので議論を深めていくべき。
- ▶ インパクトの分析を通じて、例えば、地域金融機関が地元の中小企業に対してエンゲージメントしていくということは重要である。KPI の設定は定量がベストだがインパクトの定量目標が立てられないものは、アウトプットやアウトカムの数値で代用する場合がある。その場合、アウトプット→アウトカム→インパクトに至る整理を曖昧にしてしまうと、KPI のレベル感が見えにくくなるだろう。ここで議論するインパクトは SDGs に結びつく個々のカテゴリーごとのものであり、インパクト経路を辿って他のカテゴリーにつながるインパクトと混同すると混乱するので、明確に分けたほうがいい。
- ▶ なんらかの時間軸は必要であるが、適用度合いは個別に異なってよいのではないか。これも規範的にする必要はない。
- ▶ ポジティブインパクト金融原則第4原則の「評価」と、モデル・フレームワークの「評価」は同義ではないことに注意が必要。前者は組成されたポジティブインパクトファイナンス商品に対する評価であり、後者は商品組成にあたり金融機関等が実施する包括的インパクト分析（特定→評価→モニタリング）における段階の1つである。後者の評価やモニタリングの中で、金融機関等が前者の評価を実施するといった関係になるかと思う。「事前評価」「事後評価」という言い回しを含め、言葉を書き分けるべき。
- ▶ 「事前評価」と「事後評価」は性質（目的）が大きく異なる。ポジティブインパクトファイナンスにおいては、「過去に高いインパクトを創出した企業や活動」（＝成果）に資金が集まることが重要なのではなく、「将来、高いインパクトの創出が期待される企業や活動」（将来性）に資金が集まることが重要だと考える。同時に、インパクトの予測はなかなか当たるものではないため、事前評価はフォワードルッキングな、将来のインパクト創出可能性を評価するものという位置付けとし、インパクト創出に向けた経営陣の意思、企業理念やビジョン、インパクト創出の仕組みや仕掛けなどを対象とすることなど事前評価した上で投融資の意思決定が行われるべきと明記することが重要だと思う。

● 論点7：インパクトの評価の考え方について

- ▶ 資本効率性までは問うのは負担が重い。考え方としての追加性の議論はあっても良いが、その適用度合いはあまり細かく規範的にするべきではない。
- ▶ 資本効率性の検討は、企業がサステナビリティ戦略を実行するうえで重要である。経営陣は、経済合理性がないとコストに見合うリターンがないと決断しない。非財務的な取組と財務戦略はいずれ統合されるべきなので、投入した資本に対するリターンという観点からの資本効率性の議論はしたほうが良いと考える。SDGs に対する追加性はむしろ企業側はアピールしたい点だと思う。グリーンボンドやソーシャルボンドの世界でも SDGs Mapping はすでになされているので、考慮に入れることが時宜にかなっているのではないかと。

● 論点8：インパクト評価の主体と客観性の担保について

- ▶ インパクト評価の外部評価については、第三者評価や外部評価はお金がかかるという面もあるので、最初から義務とする必要はないと考える。最低限としては、外部評価を行う者に次の3要件を求めることはどうか。（1）世の中で誰もが知っているような標準的なものから、どの評価基準をベンチマークして評価手法を決めたのかを明らかにする、（2）事前に評価手法を公表する、（3）期中・事後に評価結果を公表する。
- ▶ UNEP FI では金融機関等の確立したモニタリングを含むフレームワーク全体への第三者機関による評価を推奨している。個別の商品については、金融機関又は投資家自身が実行することとなるため、上記について主語をはっきりとさせる必要がある。
- ▶ 事前評価はジャッジメンタル（定性判断）要素の強いものであってもかまわないと思う。例えば、インパクト投資のファンドマネジャーが将来性、つまり「この企業は今後、極めて大きなインパクトを生み出すはずだ」と主観的に評価して投資することは結構なこと。インパクトウォッシュは、事前評価が「主観的／客観的か」で決まるのではなく、評価の方法論やプロセス、体制などがしっかりしているかどうかで決まるのではないかと思う。ただし、事後評価は、主観的な評価では問題があり、やはり客観的であることが必要である。インパクトウォッシュを生じないようにする観点からも、事後評価には客観性を求めるべきだと思う。
- ▶ 「知見を有する第三者機関による評価を受けることも有効」とある点も事前評価と事後評価を区別すべき。事後評価においては、インパクトがどのくらい実際に生じたのか、知見が豊富な第三者機関に客観的な評価をお願いすることは有効な場合も少なくないだろう。その場合、インパクト評価業務だけを切り出して、第三者機関に依頼することは難しくないだろう。一方、事前評価は、フォワードルッキングな将来のインパクト創出可能性に関する評価であるので、そのためのインパクト評価とビジネスの事業性評価を切り分けることが大変難しい。インパクト評価の部分だ

けを切り出して第三者機関に依頼することがはたして有効かどうかは慎重に判断されるべきだと考える。

● **論点 9：インパクト評価結果の区分について**

- ▶ インパクトを3カテゴリーに区分する際には、インパクトの大きさだけでなく、企業の管理能力や戦略も含めて評価している。
- ▶ 評価結果の区分があればわかりやすいが、そもそも異なる事業では横比較が困難であることを考えれば、ルール化するべきではないと考える。

● **論点 10：モニタリングの期間及び頻度について**

- ▶ 原則として、年一回のモニタリングが望ましいのではないかと。

● **論点 11：インパクトの組織内での管理体制について**

- ▶ インパクト創出がリターン実現と一体化した経営管理体制が本来望ましいが、本項目は、あえて入れるべき内容なのかは要検討である。
- ▶ 管理体制はモニタリング（事後評価）ではなく（事前）評価で確認する内容ではないか。組織体制の整備に加えて中長期目標に係る KPI のカスケード（例えばバランストスコアカードの活用等）及びその情報開示が重要だと思う。

● **論点 12：インパクトの事前・事後の評価結果の開示について**

- ▶ インパクトの事前・事後の開示は必要と考える。
- ▶ 開示はそれぞれの商品特性により決定されるものであり、義務化されるものではない。私募債や融資は個別性・秘匿性が高いものであり、UNEP FI では、守秘義務契約が存在する場合等に第三者機関による評価を推奨している。
- ▶ 上場株式投資の場合は、投資先企業が及ぼしたと考えられるインパクトの「推定値」を開示することとなる。このように、資産によっては限界があることを整理しておくことも必要ではないか。また、そのための各種インパクト投融資の特徴一覧などがあればよりわかりやすい。そうすればアセットオーナーの理解も進むのではないかと。

● **その他の論点：**

- ▶ 事務局より提示された論点が、重要性に沿って整理されていない。提示された論点について、重要な論点と技術的な論点を整理し、その他議論が必要な論点を含めて、再整理を行う必要があるのではないかと。
- ▶ 本タスクフォースが目指すゴールをより明確化してはどうか。目的としては「ポジティブインパクトファイナンスの普及」を目指しているのだと思うが、どの層を

対象とするのか、どの程度の普及度合いを目指すのかは書かれていない。普及の対象を 大手金融機関に絞るのか、中小まで含めるのか、その対象の何割くらいのアクションを目指すのか等、 目標とするゴール（+時間軸）により、アウトプットとして想定しているガイドの中身もそのための議論も違ってくると思う。

- ▶ 今回の議論では関心の高い金融機関は動けるが、地銀にとっては難しいのではないか。投資家・ESG の要素を組み込む資産運用会社が、「●%の評価に組み入れます」と表明する必要があると考える。また、他省庁で始動しようとしている類似のタスクフォースとの役割分担、ないしは連携が必要ではないか。

以上